

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

告示

告示（海区漁調）

正誤

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十一月二十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百八十一号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十一年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式(7)その3中「**保険証**」を「**健康保険**」に改める。
別記第十一号の六様式中

限度額認定証の提示に支払時提示があつた場合の適用区分を記載)	入院別外来別	受診日数	左記のうち有効期間内の日数	1か月分の保険総点数 (訪問看護ステーションの場合には総金額)	左記のうち有効期間内にかつ特定医療に係る保険点数 (訪問看護ステーションの場合には金額)	窓口での患者負担額 (注1)
				食事療養・生活療養標準負担額(注2)		

を

高額療養費の適用区分を記載(オンライン等で確認した場合)	入院別外来別	受診日数	左記のうち有効期間内の日数	1か月分の保険総点数 (訪問看護ステーションの場合には総金額)	左記のうち有効期間内にかつ公費対象の保険点数 (訪問看護ステーションの場合には金額)	窓口での患者負担額 (注1)
				食事療養・生活療養標準負担額(注2)		

に

改める。

別記第十一号の十一様式中

(1) 氏名変更	変更	の事務手続中のため
(2) 住所変更	変更	
(3) 破損	変更	
(4) 保険証の変更	変更	
(5) その他	変更	

を

(1) 氏名変更	変更	の事務手続中のため
(2) 住所変更	変更	
(3) 破損	変更	
(4) 医療保険の資格に関する情報の変更	変更	
(5) その他	変更	

に改める。

別記第十二号様式中

(名)

を

(名)
1 男
2 女

に、

保険証

を

保 険

に改め、同様式(注)2を削り、同様式(注)3を同様式(注)2

とする。

別記第十四号の十三様式(表)中

被保険者証の 記号及び番号

を

被 保 険 者 の 記号及び番号

に改める。

別記第十四号の十六様式(裏)中「被保険者証」を「被保険者等の資格に係る情報」が確認
できる書類」に改める。

別記第十四号の十七様式中

被保険者証の 記号及び番号

を

被 保 険 者 の 記号及び番号

に、

「被保険

者証」を「被保険者等の資格に係る情報」が確認できる書類」に改める。

別記第十四号の十八様式中

被保険者証の 保険者名及び番号

被保険者証の 記号及び番号

被 保 険 者 の 記号及び番号

を

保険者名及び番号

被 保 険 者 の 記号及び番号

被 保 険 者 の 記号及び番号

に改める。

別記第十四号の二十三様式中「被保険者証」を「被保険者」に改める。

別記第二十四号様式2及び第四十号様式中「被保険者」を「被保険者」に改める。

(第 片)

附 則

1 この規則は、令和六年十二月二日から施行する。ただし、別記第二十四号様式及び
第四十号様式の改正規定は、令和七年六月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の児童福祉法施行細則別記第三号様式
(7)その3、第十一号の六様式、第十一号の十一様式、第十二号様式、第十四号の十三
様式、第十四号の十六様式から第十四号の十八様式まで、第十四号の二十三様式、第
二十四号様式及び第四十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加

え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第千八百八十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の
規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和六年十一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道鯉洲大山線

二 指定する区間 品川区豊町二丁目三百一番一地内から同区戸越三丁目八百四十四番
一地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

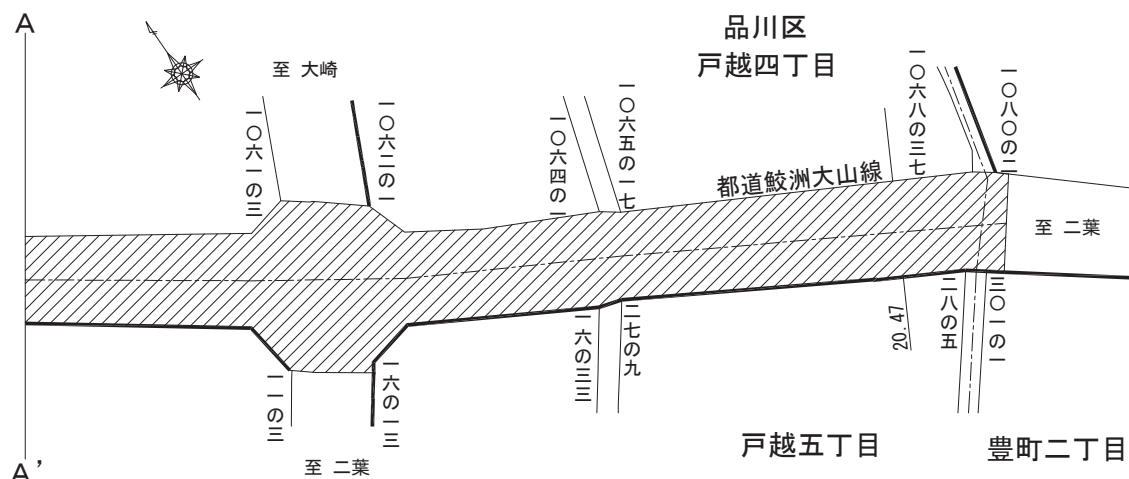
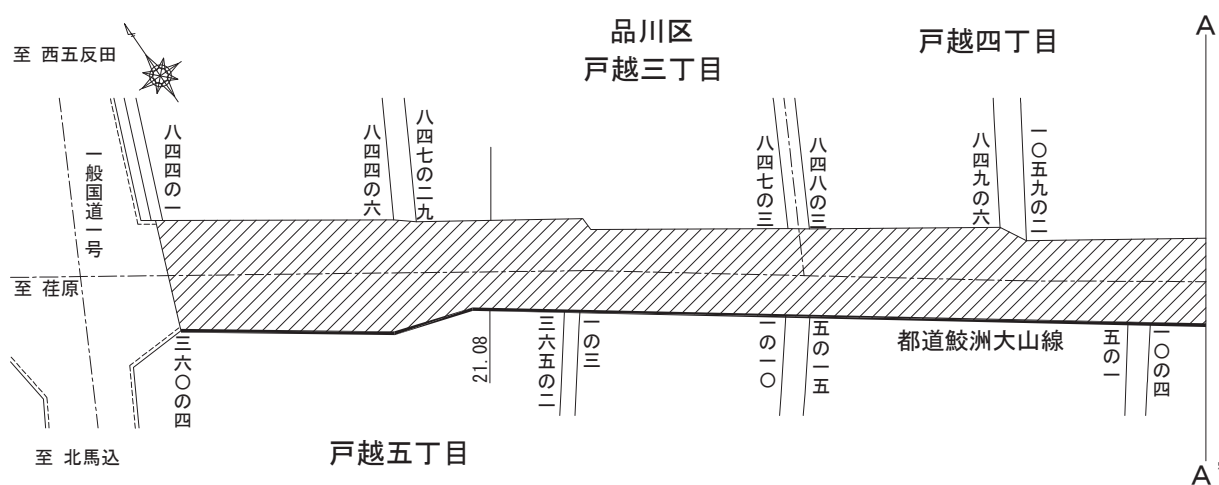
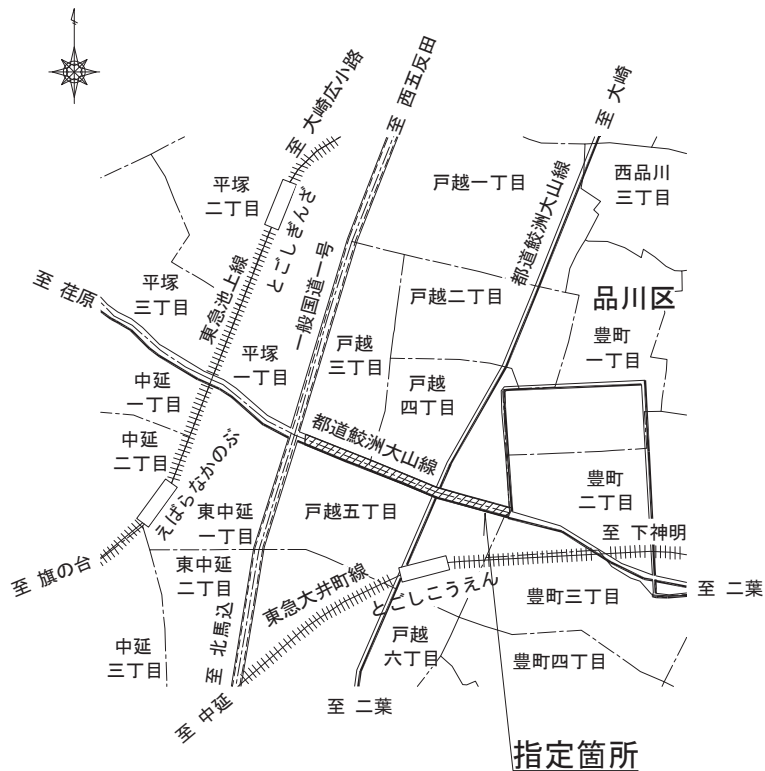
別圖

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

品川区豊町二丁目、戸越三丁目

			
指定区間	特別区道	都道	一般国道

延長 四七九・四一メートル
(電線共同溝予定名称 鮫洲大山・十三号)



告 示（海区漁調）

●東京漁調指示第九号

東京海区におけるひき縄釣（釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。以下「この漁法」という。）による水産動物の採捕について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和六年十一月二十八日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

（採捕の承認）

一 この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

（一）漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合

（二）試験研究機関等が試験研究のために行う場合

（承認基準）

二 承認は、次に掲げる条件を全て満たすイベントについて行うこととする。

（一）この漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生じるおそれがないこと

（二）地元団体が主催又は共催等して行われるイベントであって、実施及び開催期間について、開催根拠地となる漁業協同組合の同意を得ていること。

（三）東京都に所在する漁港等を根拠地として行われるも

の

（四）この漁法を行う予定海域の関係漁業協同組合の同意を得ていること。

（五）主催者等がイベントの実施に際して、法令等の遵守に係る誓約を行うこと。

（採捕の禁止）

三 採捕の承認を受けた場合であっても、次に掲げる区域及び期間は、この漁法による水産動物の採捕を行ってはならない。

（一）東京都内湾海域は、周年禁止とする。

（二）東京都内湾海域を除く東京海区（いずれも属島及び礁を含む。）の各島最大高潮時海岸線から二千メートル以内の海域

（三）令和七年二月一日から同年六月三十日まで及び令和八年一月一日から同年三十一日まで（ただし、三宅島周辺海域にあつては、令和七年二月一日から同年五月三十一日まで及び八丈島周辺海域にあつては、同年二月一日から同年四月三十日まで）の期間

（取扱要領）

四 この指示に定めるもののほか、承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

（指示の有効期間）

五 この指示の有効期間は、令和七年二月一日から令和八年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十号

東京海区（伊豆諸島海域に限る。）におけるいか釣漁業（あおりいかを除く。以下「この漁業」という。）について

て、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和六年十一月二十八日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

（禁止操業）

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

（一）総トン数三十トン以上の船舶を使用する操業

（二）アンカー（シーアンカーを含む。）等で船舶（船外機船を除く。）を固定して行う操業

（三）敷設されている定置漁具から五百メートル以内で行う操業

（四）いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル以内で行う操業

（五）各地先共同漁業権漁場内における操業。ただし、その漁業権免許を有する漁業協同組合から同意を得られた場合はこの限りでない。

（六）電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

（七）令和七年九月一日から令和八年一月三十一日までの操業（大島陸岸から三海里以内の海域における総トン数五トン未満の船舶の操業を除く。）

（承認操業）

二 総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象者 ア 東京海区（伊豆諸島海域に限る。）において、前年度にこの漁業の承認を受け、水揚げした実績を有する者（操業実績報告書により確認できる者） イ 前年度に承認を受け操業したものの、水揚げした実績を有しない場合にあつては、申請者の所属する漁業協同組合及び住所の所在地の都県の水産主務課長により、承認を保持する必要がある、かつ、漁業秩序の遵守及び漁業調整上支障がないことの意見書を提出し、委員会が特に認めた者 ウ 前年度の承認実績はないものの、平成二十年度以降にこの漁業の承認を受け、かつ、水揚げした実績を操業実績報告書により確認できる者 エ 資源の保護培養及び漁業調整上支障がなく、委員会が特に認めた者 オ 試験研究機関 (二) 承認隻数 この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百十五隻以内とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。 <table><tr><td>東京都</td><td>百八十隻</td></tr><tr><td>神奈川県</td><td>十三隻</td></tr><tr><td>千葉県</td><td>二十一隻</td></tr><tr><td>静岡県</td><td>八十三隻</td></tr><tr><td>青森県</td><td>三隻</td></tr><tr><td>高知県</td><td>四隻</td></tr></table> (三) 承認をしない場合 ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合	東京都	百八十隻	神奈川県	十三隻	千葉県	二十一隻	静岡県	八十三隻	青森県	三隻	高知県	四隻	イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合 ウ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合 エ その他委員会が漁業調整上支障があると認めた場合 (操業協定等) 三 この漁業の承認を受けた者は、操業海域において、当該漁業者との間又は他種漁業者との間で、漁場競合若しくは操業上の紛争が発生したときは、関係漁業者との間で操業協定書を締結する等、トラブル回避について、誠意ある対応に努めなければならない。この場合において、操業に関する協定等協議が整うまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。ただし、協定等を締結しなくても漁業秩序が維持される等、特に委員会が認めた場合はこの限りでない。 (承認書の備付け及び操業旗章の掲揚) 四 この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。（承認の取消し） 五 次の事項に該当するときは、承認を取り消すことがある。 (一) 承認を受けた者以外の者が、実質上操業を指揮しているとき。 (二) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき。 (三) 委員会が漁業調整上必要があると認めたとき。 (操業実績報告書の提出義務)	六 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和七年十月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。 なお、提出された報告書の内容について、疑義がある場合、委員会は、追加の関係書類の提出を指示することができる。 (遵守事項) 七 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示し、又は指導した事項を遵守しなければならない。 (その他) 八 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。 (指示の有効期間) 九 この指示の有効期間は、令和七年二月一日から令和八年一月三十一日までとする。
東京都	百八十隻													
神奈川県	十三隻													
千葉県	二十一隻													
静岡県	八十三隻													
青森県	三隻													
高知県	四隻													
●東京漁調指示第十一号 東京海区（東京都内湾海域を除く。）における火光利用とびうお漁業（集魚灯を使用し、船舶付近に集まるとびうおをたも網又は敷網により漁獲する漁業をいう。以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。 令和六年十一月二十八日 東京海区漁業調整委員会 会長 有 元 貴 文 (禁止操業)														

- 一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。
- (一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業
- (二) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル以内で行う操業
- (三) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業
- (承認操業)
- 二 総トン数三トン以上二十トン未満の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。
- (一) 対象船舶
- 東京都の各支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。
- (二) 承認書の備付け
- この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。
- (三) 操業実績報告書の提出義務
- この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和七年八月二十九日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。
- (四) 取扱要領
- この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。
- (指示の有効期間)
- 三 この指示の有効期間は、令和七年一月一日から同年十

二月三十一日までとする。

正 誤

○令和六年九月三十日付東京都告示第千十六号

ページ一段一行一誤一正		
増刊51	二上	二二
後から六		
電気事業者による再生可能エネルギー		
再生可能エネルギー		

○令和六年十月十一日付東京都規則第百五十二号
増刊58三ページ下段中

八中	五下	中	一〇	一一	後から一	2030	ルギー電気の調達の促進に関する特別措置法施行規則に定める、第一編第四（第9号）第11条第1項による作成対象
							2030年

式場	使用日時	
	種別	
年 月 日 時 時 分から分まで	(全体・二室・一室)	
		年 月 日 時 時 分から分まで

を

使用日時		式場		種別	
保管 ひつぎ 保	年 月 日 時 分				

に訂正する。